

## 鶴岡市障害者差別解消推進に関する条例策定検討委員会設置要綱

令和元年7月31日制定

(設置)

第1条 障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえた条例（以下「条例」という。）を策定するに当たり、鶴岡市障害者差別解消推進に関する条例策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の素案の作成に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「基本法」という。）第2条に規定する障害者、関係機関等を中心に、30人以内で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は就任の日から条例の施行の日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、期間を定めてこれを延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、一部の委員及び関係者による会議を開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。